資料３

「家庭的養護推進計画」の見直しに向けた施設ヒアリングの実施について

＜経　過＞

○　第2次大阪府社会的養護体制整備計画策定時に国が示した「社会的養護の課題と将来像」及び国通知「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」に基づき、大阪府の児童養護施設及び乳児院では、平成41年度までに「児童養護施設及び乳児院の本体施設」、「グループホーム（分園型小規模グループケア及び地域小規模児童養護施設）」、「里親・ファミリーホーム」に措置される児童の割合を３分の１ずつとすることを目標とした「家庭的養護推進計画」を策定している。

○　一方、平成28年の児童福祉法の改正と、その理念を実現するために平成29年8月に国から示された「新しい社会的養育ビジョン」において、これまでの考え方が抜本的に見直され、施設は「できる限り良好な家庭的環境」として「高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化」を図ることが強く打ち出されたことにより、第３次大阪府社会的養育体制整備計画の策定に当たっては、各施設が策定した「家庭的養護推進計画」についても大きく見直すことが必要となっている。

＜ヒアリングのねらい＞

①　「新しい社会的養育ビジョン」で示された、施設入所対象となる子どもや、求められる支援体制（高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化）についての情報を伝え、平成41年度までに目指すべき方向性を大阪府と施設との間で共有する。

②　「家庭的養護推進計画」の見直しのポイントやスケジュールを伝え、検討の開始を促す。

③　①②を踏まえた現時点の各施設の意向を確認する。

＜ヒアリングの実施方法＞

［対象］　大阪府所管の児童養護施設（2５か所）と乳児院（４か所）に対して個別訪問

［大まかなスケジュール］

・平成30年11月：対象施設に対する依頼文の発出し、日程調整を経て順次ヒアリング開始

・平成3１年３月：家庭的養護推進計画見直し案作成

・平成3１年　夏：家庭的養護推進計画の見直しの確定